

「障害」のある教師についての社会学的研究

——13名の教師との対話から——

○常葉大学
筑波大学
大阪市立大学（非常勤）

羽田野真帆
照山絢子
松波めぐみ

1 「障害」のある教師について問う意義

本報告は、障害と社会の関係性の変容を示す事例として「障害」のある教師という存在に着目する。教員採用試験における「障害者の受験に対する配慮」を求めた教育職員養成審議会第3次答申（1999年）や、障害者権利条約の批准を背景に、障害のある教師の採用が進められている。一方で、これまで〈障害と教育〉の社会学研究において焦点化されてきたのは、教育の対象者である「障害児」のインクルージョンであった。その前提には、学校教育が障害のある子どもたちの排除と無力化に関わってきたことへの鋭い批判がある。この文脈において教師は「障害児」を無力化するパターンリズムの担い手として位置づけられるが、そこでは教師の「健全性」が自明視されていた。しかし「障害」のある教師という存在を考慮に入れると、「児童生徒＝障害児＝無力化される者」と「教師＝健全者＝無力化する者」という図式が揺らぎ始める。このことは〈障害と教育〉の社会学研究にとって何を意味するのだろうか。

報告者らは、「障害」と「教師」が交錯するところに立ち現れる現象について探索するために、「障害」のある教師との対話的なインタビューを重ねてきた。本報告ではこの調査結果に基づきながら、「障害」のある教師について問うことが〈障害と教育〉の社会学研究にもたらす、新たなパースペクティブを提示する。

2 「障害」のある教師の経験

「障害」のある教師との対話を通じて分かったことは、第一に、彼らの経験が非常に多様であるということである。インペアメントの種類、年齢、勤務校、自身が受けてきた教育経験などによって、職業選択や教育実践において「障害」が持つ意味は異なっていた。このことは、インペアメントに対する意味付与やディスアビリティの経験が、文脈依存的であることを示している。

第二に、彼らの教師としての経験や実践は、多くの場合 disability と ability の境界を捉えなおすことに関わっていた。このことは、教師に求められる“ability/competence”の相対化を導くと同時に、児童生徒に期待される“ability/competence”の規範をも揺るがす可能性を持つ。

第三に、彼らは「障害のある教師として」ではなく、「教師として」教壇に立っているということが挙げられる。教育活動において教師自身の「障害」が意味を持つことはあっても、専門教科や学級活動を通じて児童生徒の成長に寄与することを使命として語るその姿は、まさしく教師としてのそれであった。教育という営みがそもそもパターンリスティックなものであるから、その意味では彼らもまたパターンリズムの担い手である。このことは、「パターンリズムの担い手としての教師」という議論に新たな糸口を与えることになる。

3 〈障害と教育〉の社会学研究への寄与

近代社会において学校教育は、産業社会に適合的な「自立した個人」を排出する役割を担ってきたが、そのプロセスには身体的条件に関わる規範が存在している。「障害」のある教師が教壇に立つということは、「教える者」の身体的条件に関わる規範が更新されたことを意味する。そしてこのことは、「教えること」をめぐるディスアビリティの解消を通じた、教育におけるインクルージョンと「近代的自立」規範の相対化の可能性を示唆している。